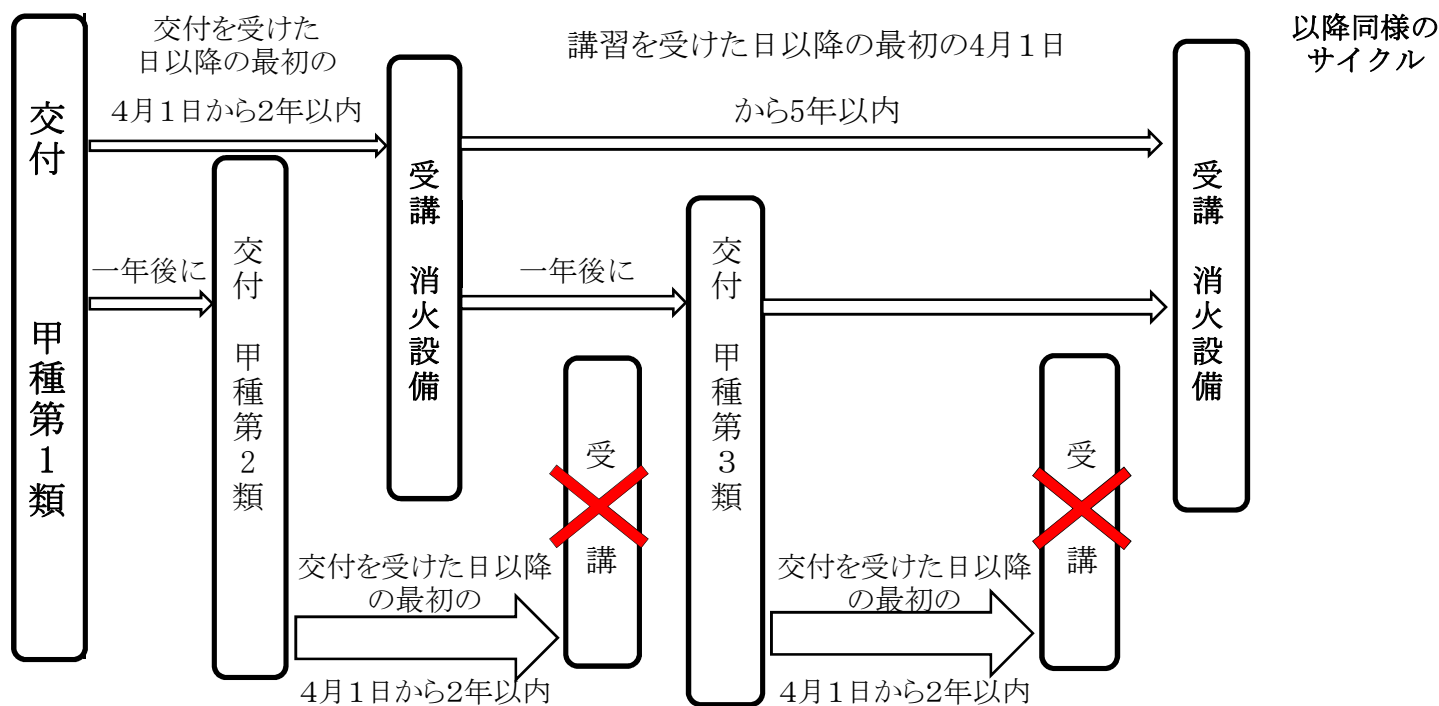


消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内、
講習受講日以降における最初の4月1日から5年以内ごとに受ける講習

例) 講習区分「消火設備」に該当する免状を複数取得した場合「警報設備」及び「避難設備・消火器」も同様



講習区分が同一である免状の交付を受けた場合の講習は、最初に免状交付が基準となります。